

**消費者**  
コーナー

消費生活相談室  
☎ 042-384-4999  
消費者ホットライン  
☎ 1888

**不用品買い取りをうたう「訪問購入」にご用心!**

「不用品を何でも買い取るので訪問したい」などと言いい、強引に貴金属を買い取るトラブルが増えています。

**事例1**

先月知らない業者から「不用品を買い取るが何かないか」と電話があった。「皿やバッグがある」と伝えると、翌日自宅に訪問して来た。皿やバッグには目もくれず「貴金属はないか」と言い出した。母の形見の指輪とネックレスを見せたら、売ると言っていないのに一方的に「3万円で購入する」と言い、かばんにしまってしまった。貴金属一式3万円」と書いた契約書と現金を受け取ったが、母の形見の貴金属を渡したことを後悔している。取り戻したい。

言われた。  
アドバイス  
▽「訪問購入」において事業者は消費者宅に飛び込みで訪問することや、事実を告げず嘘を言って勧誘すること、一度取引を断った消費者への再勧誘が禁止されています。  
▽契約してしまっても契約書面(法定書面)を受け取った日を含め8日以内であれば、クーリング・オフができます。  
(ただし自動車や書籍などクーリング・オフできない商品もあるのに注意が必要です)  
またクーリング・オフ期間中は事業者への商品引き渡しを拒むことができます。さらに事業者が第三者に商品を引き渡す際は、売り主にその旨を通知する義務があります。  
▽トラブルに遭わないためには査定や見積もりと言われて事業者に来てもらうと、断りきれないことがあるので、簡単に来訪を承諾しないように注意しましょう。売りたい商品がある場合は事前に市場の買い取り価格や事業者の評判を調べたうえで、複数の店に向いて査定してもらいましょう。

**事例2**  
先日「金の買い取りをする」と知らない業者から電話があった。「金のグラムを量るだけでもいい」と言われ、来訪を承諾した。金の指輪を査定してもらったところ、不当に安い金額を提示され、強引に売却を迫られた。怖くなったので、その場は了承し、代金を受け取った。翌日、業者に電話をして、解約して指輪を返して欲しいと伝えたら「解約には応じられない」と

▽買い取り業者は古物商の許可が必要です。訪問して取引する場合は「古物商許可証」などの携帯義務があります。提示を求めましょう。  
少しでも不安があったらきっぱりと断りましょう。判断や対応に困ったら、消費生活相談室にご相談ください。



**固定資産税の減額制度**

**耐震改修工事に伴う減額**

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

**省エネ改修工事に伴う減額**

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

**省エネ改修工事に伴う減額**

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。  
■申告期限新築した年の翌年の1月31日まで  
■長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(☎042-464-2154)にお問い合わせください

■申告書配布場所資産税課(市役所第二庁舎3階)、市ホームページ  
■注意事項新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)  
■要件等詳しくはお問い合わせください

■市所定の申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係(☎042-387-9821)へ

■その他の住宅改修を支援する制度  
▽木造住宅耐震改修助成金  
|| まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)  
▽重度障害(下肢または体幹)の方への住宅設備改善支援 || 自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9841)

▽自立支援のための住宅改修 || 介護福祉課高齢福祉係(☎042-387-9843)  
▽介護保険制度の住宅改修 || 介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

■長期優良住宅建築に伴う減額  
一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談(English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	1月4・9・11・16・18・23・25・30日	▷法律相談、交通事故相談は、12月18日から、直接または電話で受け付け 法律相談は各日とも6人	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください
税務相談	1月10・24日	▷外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で受け付け	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター(貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人身の上相談	1月15日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け	福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室☎042-383-1225)へ予約してください
行政相談	1月18日	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください	創業相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ( <a href="http://ko-to.info/">http://ko-to.info/</a> ) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	1月17日		生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター(本町5-36-17 ☎042-386-0295)
交通事故相談	1月9日		ひきこもり相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター(本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷予約制(1日2組まで)
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	1月5・11・12・19・26日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください			
母子(ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎3階☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			

**1月の相談日**

お気軽にご相談ください